

発議 第6号

那須塩原市議会会議規則の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 2年 6月18日提出

那須塩原市議会運営委員長 相馬 剛

那須塩原市議会会議規則の一部を改正する規則

那須塩原市議会会議規則（平成17年那須塩原市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（書面開催等の特例）

- 2 議員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定により市の区域が新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となったときその他これに準ずる事態であるとして議長が認めるときは、一定の場所に参集しての会議の開催を行わないように努めなければならない。この場合において、第2章に規定する委員会及び第7章に規定する協議又は調整を行うための場については、書面、電子メールその他の方法により会議を開催することができる。
- 3 前項に規定する書面、電子メールその他の方法に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

那須塩原市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(書面開催等の特例)</u></p> <p>2 <u>議員は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定により市の区域が新型インフルエンザ等緊急事態措置の対象区域となったときその他これに準ずる事態であるとして議長が認めるときは、一定の場所に参集しての会議の開催を行わないように努めなければならない。この場合において、第2章に規定する委員会及び第7章に規定する協議又は調整を行うための場については、書面、電子メールその他の方法により会議を開催することができる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する書面、電子メールその他の方法に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>